

## 13 交通機関や自家用車などについて、優遇制度はありますか？

鉄道や飛行機などの交通機関や、タクシーなどについては、障害の種別や程度により、運賃などが割引になる制度があります。

また、自家用車については、駐車禁止の区域内に駐車することができるようになる制度や、有料道路の料金が割引となる制度があります。

なお、障害者手帳の提示に代えてスマートフォンの障害者手帳アプリ（ミライロID）の提示により割引を受けることが可能な場合があります。詳細は各事業者へお問い合わせください。（下記表中に\*ミライロIDと記載）

### ■第1種障害者と第2種障害者の区分

JR各社旅客運賃は、障害の種別や程度により、第1種と第2種に区分されます。

（障害者手帳に、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」として区分が記載されています。）

この区分は、他の私鉄各社や航空運賃、有料道路にも適用されます。

種別	区分	対象者
身体障害者	第1種	・視覚障害の1～3級及び4級の一部の方 ・聴覚障害2～3級の方 ・肢体不自由1～3級の方（一部を除く。） ・内部障害1～4級の方（4級の一部を除く。）
	第2種	第1種以外の方
知的障害者	第1種	療育手帳A判定（名古屋市の方については、愛護手帳1～2度、または3度かつ身体障害1～3級）の方
	第2種	第1種以外の方
精神障害者	第1種	精神障害1級の方
	第2種	第1種以外の方

事業	内容	対象者
<b>○交通機関</b>		
JR各社旅客運賃等の割引	身体障害者、知的障害者、精神障害者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道及び連絡運輸の取扱いをする会社線（第三セクターなど）に乗車する場合に、運賃等が割引されます。*ミライロID ○割引率は5割です。 <普通乗車券> ・第1種障害者又は第2種障害者が単独で片道の営業キロが100kmを超える乗車をする場合 ・第1種障害者が介護者とともに乗車する場合 <定期乗車券> ・第1種障害者及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合 <回数乗車券、普通急行券> ・第1種障害者が介護者とともに乗車する場合  <問い合わせ先> JR各社	○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者 ○介護者
	JR各社戦傷病者乗車券	戦傷病者がJR各社の経営する鉄道に乗車する場合に、無料（一部有料）扱いとなる戦傷病者乗車券が交付されます。 ○障害の程度に応じて、引換証の交付枚数が異なります。  <問い合わせ先> JR各社、市区町村役場、県地域福祉課
名鉄・近鉄等私鉄運賃の割引	JR各社旅客運賃等の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。 *ミライロID	○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者 ○介助者
	<問い合わせ先> 私鉄各社	

事業	内容	対象者
名古屋市営バス・名古屋市営地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとライン運賃の割引	<p>障害者及び介護者等、右に掲げる対象者が、名古屋市営バス・名古屋市営地下鉄・あおなみ線・ゆとりーとラインに乗車する場合に、運賃が割引されます。</p> <p>○割引率は5割です。</p> <p>○割引を受けるためには手帳の掲示が必要です。 *ミライロID</p> <p>&lt;普通乗車券&gt;</p> <p>次のいずれかに該当する者に対し割引普通乗車券（割引用マナカ含む）を発売します。</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、1級から6級までの障害度に該当する者。</p> <p>②養護又は保護を受けている者</p> <p>③療育手帳（愛護手帳）を所持する者</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>⑤①に定める者で介護者を同行しなければ乗車困難な者の介護者及び②、③、④に定める者の付添人</p> <p>⑥戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>⑦被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>⑧特別支援学校に在学する者</p> <p>&lt;定期乗車券購入&gt;</p> <p>割引普通乗車券を購入できるものに対し、割引通勤定期乗車券・割引学生定期乗車券（あおなみ線は、割引通学定期乗車券）をマナカ（割引用含む）で発売します。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 名古屋市交通局・名古屋臨海高速鉄道株式会社・名古屋ガイドウェイバス株式会社</p>	<p>○身体障害者及び介護者</p> <p>○養護児童及び付添人</p> <p>○知的障害者及び付添人</p> <p>○精神障害者及び付添人</p> <p>○戦傷病者（名古屋市内在住）</p> <p>○被爆者（名古屋市内在住）</p> <p>○特別支援学校在学者</p>
リコモ運賃の割引	<p>身体障害者、知的障害者及び精神障害者が介護者とともに乗車する場合に、運賃等が割引されます。割引率は5割です。*ミライロID</p> <p>&lt;普通乗車券・回数乗車券&gt;</p> <p>第1種障害者及び精神障害者1級の方が介護者とともに乗車する場合</p> <p>&lt;定期乗車券&gt;</p> <p>第1種障害者、精神障害者1級及び12歳未満の第2種障害者が介護者とともに乗車する場合</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 愛知高速交通株式会社</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p> <p>○介護者</p>
航空旅客運賃の割引	<p>障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）及びその介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。（12歳未満の方は小児運賃の適用となります。）*ミライロID</p> <p>○割引運賃の適用範囲については航空会社により異なりますので、各航空会社へお問い合わせください。</p> <p>○介護者については、障害者と同時に購入してください。</p> <p>戦傷病者手帳の交付を受けており、一定の程度以上の障害がある方が国内線区間を利用する場合に航空旅客運賃が割引されます。</p> <p>○事前に県地域福祉課で戦傷病者手帳へ証明印を受けてください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 各航空会社支店・営業所又は指定代理店</p>	<p>○12歳以上の身体障害者</p> <p>○12歳以上の知的障害者</p> <p>○12歳以上の精神障害者</p> <p>○戦傷病者</p> <p>○介護者</p>
<b>○タクシー</b>		
タクシー運賃の割引	<p>障害者が利用した区間又は時間に対する運賃が1割引となります。</p> <p>○手帳の呈示が必要です。 *ミライロID</p> <p>○対象となる障害者については、各タクシー会社にご確認ください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 各タクシー会社</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者</p>
タクシー利用料の補助	<p>障害のある方がタクシー等を利用して、ショートステイを利用したり、通園・通学したりする場合など、地域の実情に応じて運賃などの一部を補助している市町村があります。</p> <p>○実施については、お住まいの市町村役場に確認してください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	<p>○障害者</p>
<b>○自家用車</b>		
税の減免	自動車取得税及び自動車税が減免となる場合があります。詳しくはp34をご確認ください。	
自動車運転免許取得費の補助	<p>自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を補助します。</p> <p>○対象者、実施方法は、市町村により異なります。</p>	<p>○障害者</p>

事業	内容	対象者
身体障害者のための自動車教習	<p>一部の自動車教習所では、身体障害のある方を対象とした教習を行っています。</p> <p>○県運転免許試験場等で「オートマチック車に限る」の条件のみが付された方は、普通自動車の教習をしている県内の指定自動車教習所であればどこでも教習できます。</p> <p>○運転の条件については、県警察本部運転免許試験場にお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部運転免許課・運転免許試験場、各教習所</p>	○身体障害者
自動車改造費の補助	<p>就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造に要する経費を補助します。</p> <p>○対象者、実施方法は、市町村により異なります。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市区町村役場</p>	○障害者
駐車禁止除外標章	<p>県公安委員会から駐車禁止除外標章（歩行困難者使用中）の交付を受け、現に障害者本人が使用中の場合に限り、標章を掲出することにより、道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間等の場所に駐車することができます。</p> <p>○交付基準など詳しい内容については、県警ホームページでご確認いただくか、県警察本部交通規制課又は最寄の警察署交通課までお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部交通規制課、各所轄警察署交通課</p>	○身体障害者 ○戦傷病者 ○知的障害者 ○精神障害者 ○小児慢性特定疾患児（色素性乾皮症）
高齢運転者等専用駐車区間制度	<p>高齢者等が安全、快適に運転できる環境を作るために、日常生活において利用する官公庁、福祉施設、病院等の周辺の道路に「高齢運転者等専用駐車区間」を設けております。</p> <p>○高齢運転者等専用駐車区間の利用には、本人の申請によって交付される「専用場所駐車標章」が必要です。</p> <p>○専用区間の設置場所、利用方法、標章の申請要領など詳しい内容については、県警ホームページでご確認いただくか、県警察本部交通規制課又は最寄の警察署交通課までお問い合わせください。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 県警察本部交通規制課、各所轄警察署交通課</p>	○高齢運転者マークの対象者（70歳以上） ○身体障害者マーク・聴覚障害者マークの対象者 ○妊娠中又は出産後8週間以内の方
有料道路通行料金の割引	<p>身体障害者手帳の交付を受けられている方が自ら自動車を運転する場合、もしくは身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けられている方のうち、第一種の障害をお持ちの方で、その移動のために障害者ご本人が同乗され、介護者が自動車を運転する場合に、有料道路の通行料金が割引となります。</p> <p>ただし、営業用の自動車は対象外となります。</p> <p>○対象道路 道路整備特別措置法に基づく有料道路</p> <p>○割引金額 通常料金の半額（ただし、端数が生じる場合はお支払い額を10円単位で切り上げ）</p> <p>○障害者の方1人につき、車種要件・所有者要件を満たす自動車1台を事前にご登録いただけます。</p> <p>○ETC無線通行（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望される場合は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要となります。申請についてはオンラインで行うこともできます。詳細については各道路会社のホームページをご確認ください。</p> <p>○自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、車種要件を満たす自動車が本割引の対象となります。</p> <p>○料金所で係員に料金を支払う場合  料金をお支払いいただく料金所で、料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただきますので、手帳の必要事項が記載された箇所をご提示ください。  （タクシーや福祉有償運送車両にご乗車の際も、料金所係員へ手帳をご提示ください。）また、ETCカードでの精算を希望される場合は、その旨を係員にお申し付けください。*ミライロID</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 有料道路ETC割引登録係 TEL(045)477-1233 又は市区町村の福祉担当窓口</p>	○身体障害者 ○知的障害者

■身体障害者のための自動車教習を行っている教習所

教習所名	所在地	電話番号	備考
あいち自動車学校	名古屋市北区	(052)991-2631	オートスピーコン
城北自動車学校	名古屋市北区	(052)916-3333	オートスピーコン
中部日本自動車学校	名古屋市昭和区	(052)832-2366	A P ドライブ
名古屋自動車学校天白校	名古屋市天白区	(052)896-3355	オートスピーコン
ユタカ自動車学校	豊橋市	(0532)45-1131	左アクセルのみ
上地自動車学校	岡崎市	(0564)51-3381	左アクセルのみ
荏安賀自動車学校	一宮市	(0586)45-5577	オートスピーコン
知多自動車学校	半田市	(0569)21-0618	A P ドライブ
名古屋自動車学校春日井校	春日井市	(0568)31-3000	左アクセルのみ
ユタカ豊川自動車学校	豊川市	(0533)85-6411	オートスピーコン
トヨタ中央自動車学校	豊田市	(0565)32-0555	A P ドライブ
コアラドライブ安城	安城市	(0566)76-8181	左アクセルのみ
蒲郡自動車学校	蒲郡市	(0533)69-1241	A P ドライブ
津島自動車学校	愛西市	(0567)28-3771	左アクセルのみ

<トピックス3> 障害者用駐車場について



一般的に使われている車椅子マークは、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを示す「障害者のための国際シンボルマーク」で、車椅子使用者に限らず、すべての障害者を対象とするマークです。

施設管理者の判断で、内部障害者や妊産婦等移動に支障がある方も利用できることを、図記号などでわかりやすく案内表示されている駐車スペースもあります（表示例は下のとおり）。これらの表示のある駐車スペースは、移動に支障がある方々のためのスペースですので、一般の方の御利用を控えてください。



（愛知県庁駐車スペース表示例）